

補遺・EU 職域年金基金指令の改正（IORP II）の成立

福山 圭一

公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構専務理事

【 記 事 情 報 】

掲載誌：年金研究 No.5 p. 46 ISSN 2189-969X

オンライン掲載日：2017年1月24日

論文「EU 職域年金基金指令の改正（IORP II）について」は、EU 職域年金基金指令改正の成立前に、欧州議会通過を受けて執筆したものである。本改正は、2016年12月8日のEU理事会（労働社会部会）において可決された。その投票結果は、賛成27、棄権1（英国）であった¹。これで立法手続きは完了し、成立することになった。

改正による新指令の正式名は「職域年金基金（IORP s）の活動及び監督に関する欧州議会及び理事会の2016年12月14日の指令（EU）2016/2341」²である。新指令は、2016年12月23日付けで公布された。

各加盟国は、2019年1月13日までに、新指令に適合するよう国内法制を施行するものとされている（第64条第1項）。また、欧州委員会は、2023年1月13日までに、新指令についてレビューし、欧州議会とEU理事会に報告するものとされている（第62条第1項）。

（以上）

¹ Council of the European Union (2016), “15459/16 VOTE 78 INF 208 PUBLIC 86 CODEC 1869”

² Directive(EU)2016/2341 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 14 December 2016 on the activities and supervision of institutions for occupational retirement provision (IORPs)